附　則

この省令は、令和二年八月一日から施行する。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

二　総領事館

区分 ＼ 号別月額		［略］	19号	20号	21号	22号	23号	24号	25号	［略］
			円	円	円	円	円	円	円	
			364,700	342,700	320,700	298,700	276,700	254,700	232,700	
国地の別	アジア			コルカタ チェンナイ ベンガルール ムンバイ	重慶 瀋陽 香港	広州 上海 青島		スラバヤ メダン チェンマイ 済州 釜山 ダバオ	デンパサール ホーチミン ペナン	
	大洋州								シドニー パース ブリスベン メルボルン オークランド	
	北米					アトランタ サンフランシスコ シアトル シカゴ デトロイト デンバー ナッシュビル ニューヨーク ハガッニャ ヒューストン ボストン ホノルル マイアミ ロサンゼルス		カルガリー トロント バンクーバー モントリオール		
	中南米			マナウス		リオデジャネイロ レシフェ		クリチバ サンパウロ レオン		
	欧州				ウラジオストク ハバロフスク ユジノサハリンスク		エディンバラ サンクトペテルブルク	ミラノ デュッセルドルフ ハンブルク フランクフルト ミュンヘン ストラスブール マルセイユ	バルセロナ	
	中東			ジッダ			ドバイ		イスタンブール	
	アフリカ									

※　在外公館名称位置給与法第十条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。

二　総領事館

区分 ＼ 号別月額		［同上］	19号	20号	21号	22号	23号	24号	25号	［同上］
			円	円	円	円	円	円	円	
			364,700	342,700	320,700	298,700	276,700	254,700	232,700	
国地の別	アジア			コルカタ チェンナイ ベンガルール ムンバイ	重慶 瀋陽 香港	広州 上海 青島	スラバヤ	メダン チェンマイ 済州 釜山 ダバオ	デンパサール ホーチミン ペナン	
	大洋州								シドニー パース ブリスベン メルボルン オークランド	
	北米					アトランタ サンフランシスコ シアトル シカゴ デトロイト デンバー ナッシュビル ニューヨーク ハガッニャ ヒューストン ボストン ホノルル マイアミ ロサンゼルス		カルガリー トロント バンクーバー モントリオール		
	中南米		マナウス		リオデジャネイロ レシフェ		クリチバ サンパウロ レオン			
	欧州				ウラジオストク ハバロフスク ユジノサハリンスク	サンクトペテルブルク	エディンバラ	ミラノ デュッセルドルフ ハンブルク フランクフルト ミュンヘン ストラスブール マルセイユ	バルセロナ	
	中東			ジッダ			ドバイ	イスタンブール		
	アフリカ									

※　在外公館名称位置給与法第十条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。